

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第2回）

日時：令和2年2月14日（金）

17:10～17:20

場所：防災・危機管理センター

議事次第

1 開会

2 議題

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について

(2) その他

3 閉会

(配付資料)

資料Ⅰ 新型コロナウイルス感染症対策本部（第8回）配付資料

資料Ⅱ 厚生労働省通知

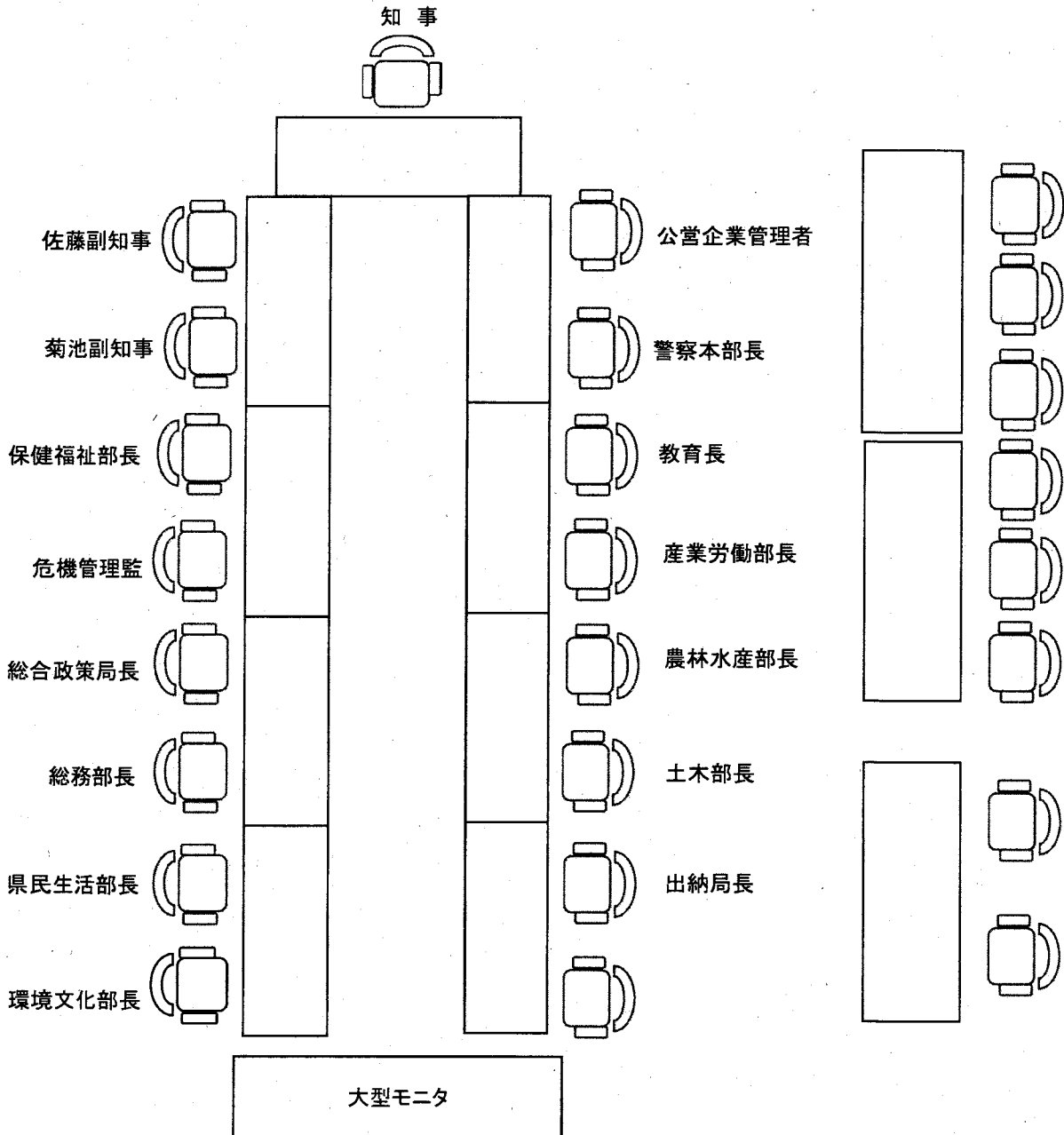
「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の強化について」

参 考 チラシ（岡山県、厚生労働省）

岡山県新型コロナウイルス対策本部会議

配席表

防災・危機管理センター1階 本部会議室



新型コロナウイルス感染症対策本部（第8回）

日時：令和2年2月13日（木）

18時00分～18時15分

場所：官邸4階大会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）新型コロナウイルス感染症への対応について

3. 閉 会

（配布資料）

資料1 厚生労働省提出資料

資料2-1 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（案）（概要）

資料2-2 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（案）

資料3 健康・医療戦略室提出資料

新型コロナウイルスに関連した 感染症の現状と対策

令和2年2月13日(木)

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症を検疫法第34条の感染症の種類として指定する等の政令等について

趣旨

令和2年2月13日閣議決定(予定)

○新型コロナウイルスに係る政令の施行(2月1日)以後の

- ① 世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ② クルーズ船内での感染事例の発生
- ③ 無症状病原体保有者の発見 といった状況を踏まえ、
包括的かつ機動的な水際対策を可能とするための入国管理に係る閣議了解の見直し(2/12)に併せて
感染拡大防止に万全を期するための措置を講ずるもの。

概要

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期するため、
- ・ 検疫法上の隔離・停留を可能とするための措置(※1)を新たに講ずる。
 - ・ 無症状病原体保有者(※2)を入院措置・公費負担等の対象とする。

※1 検疫法第34条の政令で指定する感染症に指定

※2 症状はないが、検査で陽性となった方

[施行期日] 公布の翌日

(参考) これまでの取組み及び今後可能となる措置

○新型コロナウイルス感染症を検疫法・感染症法に基づく政令に位置付けて、対策を実施(1月28日に政令を公布)。

【検疫法】 検疫感染症(第2条第3号)： 検疫における質問、診察・検査、消毒等(隔離・停留はできない)

【感染症法】 指定感染症： 患者・疑似症患者に対する入院措置や公費による適切な医療等

(無症状病原体保有者は対象となっていないが、感染拡大防止のため、無症状病原体保有者にも入院を要請)

○1月31日のWHOの緊急事態宣言(PHEIC)等を受け、施行日を2月1日に前倒し。

	これまでの取組み		今後可能となる措置	
	検疫法上の隔離	感染症法上の入院勧告	検疫法上の隔離	感染症法上の入院勧告
患者・疑似症患者	×	○	○	○
無症状病原体保有者	×	×	○	○
感染したおそれのある者				
			検疫法上の停留	
		×		○

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

※令和2年2月13日 9時時点

	中国※3	香港	マカオ	日本※1	韓国	台湾	シンガポール	ネパール	タイ	ベトナム
患者数	44653	50	10	29	28	18	50	1	33	15
死亡者数	1113	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	マレーシア	オーストラリア	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボジア	スリランカ	UAE	フィンランド
患者数	18	15	14	7	11	16	1	1	8	1
死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	フィリピン	インド	イタリア	英国	ロシア	スウェーデン	スペイン	ベルギー	その他※2	合計
患者数	3	3	3	9	2	1	2	1	218	45221
死亡者数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1115

※1 うち3例は無症病原体保有者（症状はないが、検査が陽性となった者）

※2 国際輸送案件として、日本において、クルーズ船の乗員乗客のうち、218例が陽性と確認された件

※3 2月13日15時時点で中国の中央政府公表情報が未更新のため、2月12日11時時点のデータ

- 我が国では、1月15日以降、現在までに28例が確認された。日本での湖北省滞在歴のない感染者4例（A-6（国内6例目）、A-8（国内8例目）、A-12（国内13例目）、A-16（国内21例目））については、武漢市への滞在歴は確認されていない。A-6（国内6例目）は、武漢市からのツアー客を乗せたバスの運転手であり、A-8（国内8例目）は当該バスのガイドとして業務に従事。A-12（国内13例目）の方もA-6（国内6例目）の方の運転するバスにガイドとして乗車。A-16（国内21例目）については、勤務先で中国からの観光客（1日300人程度）を接客しており、本人は、湖北省から来日したと思われる観光客も含まれていたと話している。チャーター便帰国者のうち3例が無症病原体保有者である。

新型コロナウイルスに関連した感染症に係る患者等の現状について

<国内事例(チャーター便を除く)>

※令和2年2月12日21時現在

国内事例(チャーター便を除く)	年代	性別	湖北省滞在歴	確定日	健康観察者
A-1 (国内1例目、神奈川県)	30代	男性	あり	1月15日	38名特定(健康観察終了)
A-2 (国内2例目、東京)	40代	男性	あり	1月24日	32名特定(健康観察終了)
A-3 (国内3例目、東京)	30代	女性	あり	1月25日	7名特定(健康観察終了)
A-4 (国内4例目、愛知)	40代	男性	あり	1月26日	2名特定(健康観察終了)
A-5 (国内5例目、愛知)	40代	男性	あり	1月28日	3名特定(健康観察中)
A-6 (国内6例目、奈良)	60代	男性	なし	1月28日	22名特定 ※うち20名(健康観察終了) ※うち2名は8例目、13例目
A-7 (国内7例目、北海道)	40代	女性	あり	1月28日	2名特定(健康観察中)
A-8 (国内8例目、大阪)	40代	女性	なし	1月29日	2名特定(健康観察終了)
A-9 (国内10例目、三重)	50代	男性	あり	1月30日	3名特定(健康観察終了)
A-10 (国内11例目、東京)	30代	女性	あり	1月30日	4名特定(健康観察終了)
A-11 (国内12例目、京都)	20代	女性	あり	1月30日	なし
A-12 (国内13例目、千葉)	20代	女性	なし	1月31日	1名特定(健康観察中)
A-13 (国内17例目、千葉)	30代	女性	あり	2月4日	4名特定(健康観察中) ※うち1名は20例目
A-14 (国内19例目、東京)	50代	男性	あり	2月4日	調査中
A-15 (国内20例目、千葉)	40代	男性	あり	2月5日	2名特定(健康観察中)
A-16 (国内21例目、京都)	20代	男性	なし	2月4日	1名特定(健康観察中)
A-17 (国内26例目、神奈川県)	50代	男性	なし	2月11日	調査中

現在入院中の者：
17人中6人

新型コロナウイルスに関連した感染症に係る患者等の現状について

※令和2年2月12日21時現在

<チャーター便帰国者(有症状者)>

	年代	性別	湖北省滞在歴	確定日	濃厚接触者
B-1 (国内9例目)	50代	男性	あり	1月30日	なし
B-2 (国内14例目)	40代	男性	あり	2月1日	なし
B-3 (国内15例目)	40代	男性	あり	2月1日	2名特定(健康観察中)
B-4 (国内16例目)	40代	男性	あり	2月1日	11名特定(健康観察中)
B-5 (国内18例目)	50代	女性	あり	2月4日	なし
B-6 (国内22例目)	50代	男性	あり	2月5日	なし
B-7 (国内23例目)	20代	男性	あり	2月8日	2名特定(健康観察中)
B-8 (国内24例目)	40代	男性	あり	2月10日	2名特定(健康観察中)
B-9 (国内25例目)	50代	男性	あり	2月10日	なし

新型コロナウイルスに関連した感染症に係る患者等の現状について

＜チャーター便帰国者(無症状病原体保有者)＞ ※症状はないが、検査が陽性となった者

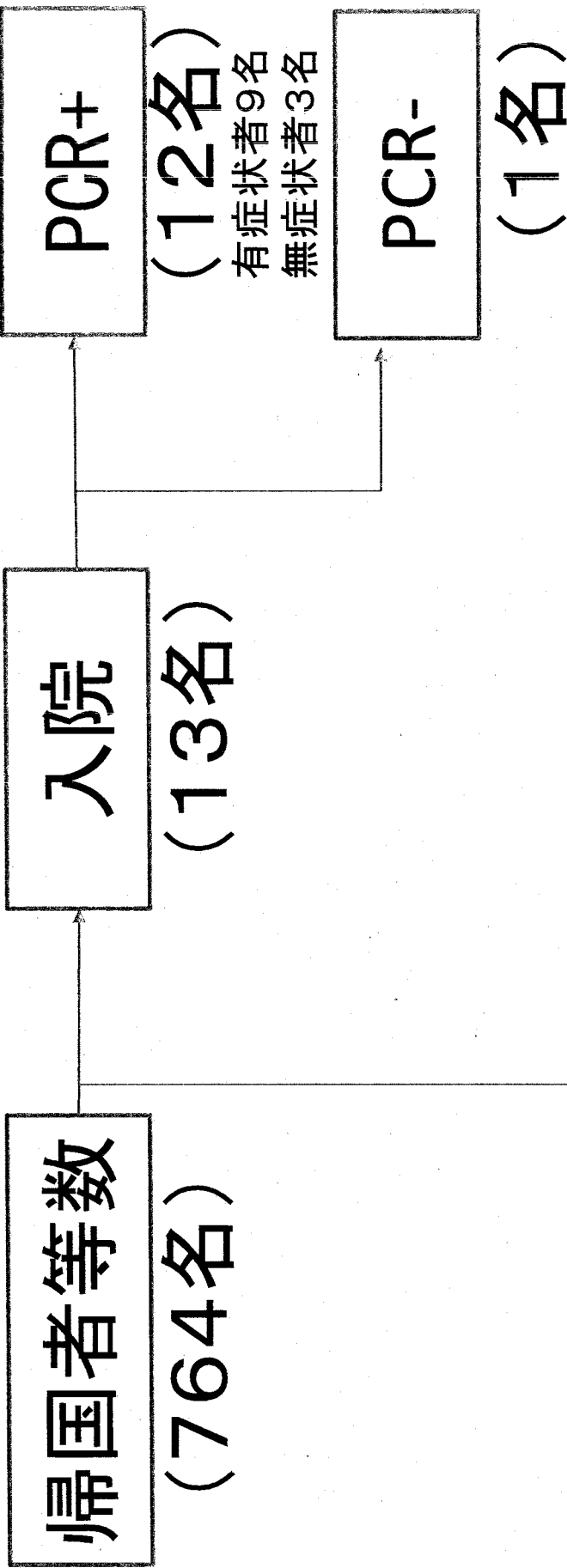
※令和2年2月12日21時現在

年齢	性別	湖北省滞在歴	確定日	濃厚接触者
1例目 40代	男性	あり	1月30日	調査中
2例目 50代	女性	あり	1月30日	9名特定(健康観察中)
3例目 30代	男性	あり	1月31日	調査中
4例目 50代	男性	あり	1月31日	なし
5例目 30代	男性	あり	2月1日	なし

現在入院中の者：
12人中12人

※1例目は、2月1日に発熱等の症状が認められたため、B-4(国内16例目)として記載。
※4例目は、1月31日に発熱等の症状が認められたため、B-6(国内22例目)として記載。

帰国者等の現在の滞在場所(2月13日12:00現在)



このうち、第1便の帰国者で宿泊施設に滞在していた方はウイルス検査の結果陰性であったため、2月12日より順次帰宅
※ホテル三日月からの帰宅者: 176名
(2月12日36名、2月13日12時時点で140名)
※税務大学校からの帰宅者: 21名
(2月12日3名、2月13日12時時点で18名)

※全員フォローアップ中

クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客・乗員の現在の状況

2月13日(木)12:00時点

乗員 1,045名
乗客 2,666名
合計 3,711名
※2月3日

入院

(PCR+ 218名)

乗員 21名

乗客 197名

※一部、乗船継続し搬送準備中の方がいる

乗船継続

(3,458名)

※全員フォローアップ中

急病や付き添い
等で下船

(35名)

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策(案)

令和2年2月13日
新型コロナウイルス感染症対策本部

資料2-1

1. 基本方針

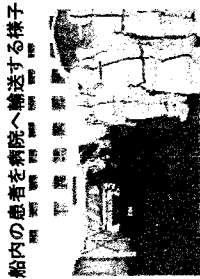
- 何より国民の命と健康を守ることを最優先に必要な対策は躊躇なく実行するとの方針のもと、与党等の提言も踏まえ、当面緊急に措置すべき対応策をとりまとめた。
- このため、今年度予算の着実な執行に加え、第一弾として予備費103億円を講じることにより、総額153億円の対応策を実行する。
- 今後、事態の状況変化を見極めながら、政府一丸となって、予備費も活用して、国内感染対策、水際対策、また、観光業への対策等、緊急度に応じて、順次施策を講じていく。

2. 緊急対応策 (主なもの)

(1) 帰国者等への支援

◆ 帰国者等の健康管理、感染拡大防止のための支援

- 政府チャーター機による帰国者等及びクルーズ船ダイヤモンド・プリンセスの乗員・乗客の生活支援・健康管理に万全を期すための支援物資の配布等
- 国の要請等に基づき、受入れに協力いただいた民間企業等に対する対応



船内の患者を病院へ輸送する様子

(2) 国内感染対策の強化

◆ 病原体等の迅速な検査体制の強化等

- 国立感染症研究所への多量検体検査システム等の緊急整備
- 全国の地方衛生研究所の検査体制拡充支援
- 新型コロナウイルス感染症の検査法の開発



PCR検査

◆ 感染症指定医療機関等の治療体制・機能の強化

- 国立国際医療研究センター等の治療法開発の加速化
- 帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターの設置支援

◆ 検査キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の研究開発の促進

- 簡易診断キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の開発に早急に着手
- 民間企業とも協力しつつ、予防・診断・治療法の開発につながる技術の確立
- 感染症流行対策イノベーション・連合への拠出を通じたワクチンの早期開発支援

◆ マスク、医薬品等の迅速かつ円滑な供給体制の確保

(4) 影響を受ける産業等への緊急対応

◆ 国民及び外国人旅行者への迅速かつ正確な情報提供と風評対策

- JNTOによる訪日外国人旅行者に対する正確な情報発信
- 厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)の設置
- 宿泊事業者、観光協会等に対する適切な情報提供等

(3) 水際対策の強化

◆ 全国の検疫所等の検査体制・機能の強化

- 地方出入国在留管理局と検疫所との連携強化による厳格な上陸審査
- 検疫官の応援等の体制強化等による検査体制の強化
- 航空会社や旅客船事業者等に対する協力要請

◆ 健康フオロアップセンターの体制整備による検疫機能の充実

- 健康フオロアップセンターを中心とした自治体との連携、情報共有等の必要な体制の緊急整備

◆ 入国管理の更なる強化

- 出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否の対象となる地域、旅客船の包括指定による機動的な対応

通訳を介した上陸審査の様子



(通訳)

(入国審査官)

(入国希望者)

(5) 国際連携の強化等

◆ 感染症対策に係る国際支援

- 分難したウイルスを研究開発用に無償供与
- アジア各国等への医療資機材等の供与、検査体制の充実への貢献
- 各国地域との連携による国際的な感染動向の把握
- NPOなどによる国際貢献の支援

◆ 観光業等の中小企業・小規模事業者対策等

- 日本政策金融公庫等に5000億円の緊急貸付・保証料確保、公庫率による貸付や信用保証協会によるセーフティネット保証により資金繰りを支援
- 中小企業生産性革命推進事業等により、サブプライチエーンの毀損等に対応するための設備投資等を行う事業者を優先的に支援

◆ 雇用対策

- 雇用調整助成金の要件緩和

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（案）

令和 2 年 2 月 13 日
新型コロナウイルス感染症対策本部

1. 基本方針

新型コロナウイルス感染症は、昨年 12 月、中国湖北省武漢市において確認されて以降、中国を中心に感染が国際的に広がりを見せており、世界保健機関（WHO）は、1 月 30 日¹、新型コロナウイルス感染症について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態²」を宣言した。

我が国は、速やかに新型コロナウイルス感染症を「指定感染症」に指定するとともに、2 月 1 日から、上陸の申請日前 14 日以内に湖北省における滞在歴がある外国人等について、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否の措置を講じた。さらに、2 月 13 日から、より包括的かつ機動的な水際対策として、感染者が多数に上っている地域から来訪する外国人や、感染症の発生のおそれがある旅客船に乗船する外国人に対し、迅速に上陸拒否を行うことのできる措置を講じた。

また、世界に先駆けて、武漢在住の邦人等 763 人の帰国を支援し、帰国後の生活支援、健康管理を行ってきたほか、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセスについて、検疫法に基づく検疫を実施中である。

こうした状況下において、政府として、国民の不安をしっかりと受け止め、水際対策とウイルスの国内まん延を食い止めることに全力を挙げて取り組む。あわせて、国内の検査・治療・相談体制等の充実・拡充に向け、やるべき対策を躊躇なく決断し、実行していく。

今般、何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に、当面緊急に措置すべき対応策をとりまとめた。このため、今年度予算を着実に執行するとともに、これに加え、第一弾として予備費 103 億円を講じることにより、総額 153 億円の対応策を実行する。その上で、今後も、事態の状況変化を見極めながら、政府一丸となって、予備費も活用して、国内感染対策、水際対策、また、観光業への対策等、緊急度に応じて、順次施策を講じていく。

¹ ジュネーブ時間

² PHEIC: Public Health Emergency of International Concern

2. 緊急対応策

(1) 帰国者等への支援

○帰国者等の健康管理、感染拡大防止のための支援

政府チャーター機による帰国者等及びクルーズ船ダイヤモンド・プリンセスの乗員・乗客（以下「帰国者等」という。）の生活支援及び健康管理に万全を期すため、各府省庁連携の下、医官、看護官を含む自衛官等をはじめ多くの政府職員を派遣し、さらに、DMAT・DPATをはじめとする医療従事者等の協力も得ながら、支援物資の配布、携帯電話やWi-Fi ルーター・簡易無線等の通信機器の提供、PCR 検査³、健康相談等を実施している。引き続き、帰国者等の方々の健康管理に万全を期すため、ニーズに応じて必要な活動を行う。

あわせて、今般、国の要請等に基づき、政府チャーター機で帰国された方々の受入れに協力いただいた民間企業等に対して、その貢献を踏まえた必要な対応を行う。また、政府職員が全力で本業務に取り組めるよう必要な環境整備を行う。

○帰国者等の円滑な社会復帰等のための支援

帰国者等の健康不安に的確に対応するとともに、国民への正確な情報提供を通じて、帰国者等が円滑に社会に復帰できるよう万全を期す。帰国者等に対して実施した PCR 検査や健康診断等の経費については、国において負担する。

また、日本人学校の臨時休校などにより、中国から一時帰国した児童生徒等について、学校への受入れ支援やいじめ防止に関して、各都道府県教育委員会等に通知を発出するなど、必要な取組を実施する。あわせて、帰国した児童生徒の就学機会確保のための相談の対応を行う教育相談員を海外子女教育振興財団に新たに配置する。

○邦人の安全確保のための支援

今後、感染が拡大する国・地域に滞在する邦人の国外退避等を支援する必要がある場合には、必要な要員の現地派遣、医療品等の物資の邦

³ PCR 検査：DNA を、その複製に関与するプライマー等を用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検出検査に汎用される。

人への支援など、速やかに対応する。

また、中国に留学中の日本人留学生の安全確保のための連絡体制の構築及び奨学金支給手続きの柔軟化を関係機関に要請する。

(2) 国内感染対策の強化

○病原体等の迅速な検査体制の強化等

国立感染症研究所において、判定を速やかに行う多量検体検査システムの緊急整備を行い、検査可能検体数を大幅に増加させる⁴とともに、地方衛生研究所における次世代シーケンサー⁵及びリアルタイム PCR 装置⁶の整備を支援することで、検査体制を拡充し、全国に 83 ある地方衛生研究所の概ね全てでリアルタイム PCR 検査を実施可能とすることを目指す。また、大学や民間検査機関への外部委託も活用するとともに、検査用試薬が不足することのないよう所要の予算を確保する。

新型コロナウイルス感染症の検査法について、産業技術総合研究所が開発した迅速ウイルス検出機器を新型コロナウイルス感染症にも対応できるようにするなどの開発に緊急に取り組むとともに、国立感染症研究所に全ゲノム配列決定システムを導入し、今後の遺伝子変異等にも速やかに対応して検査精度の維持を図るほか、患者の重症度等の病態を評価する検査法を確立・実施するための検体検査システム及び臨床的に効果があったとされる薬剤の効果を測定する試験機器システムを導入するなど、体制整備を行う。

新型コロナウイルス感染症に関する情報を迅速に収集し、国立感染症研究所等における研究にも資するよう、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための調査を行う。

感染拡大の防止に向け、診療所、その他の医療関係施設等に対し、施設内で勤務する職員が武漢市を含む湖北省等への訪問歴を有する場合に都道府県・保健所等へ報告するよう要請するとともに、空港や鉄道関係者等に感染予防対策（マスク着用、手洗い等の励行）の徹底や、感染

⁴ 現在、国立感染症研究所においては、1回（6時間程度）に200程度の検体の検査が可能であるが、これを800程度に増加させる。

⁵ 次世代シーケンサー：DNAを構成する核酸の配列を、同時並行で高速・大量に読み取る解析装置。

⁶ リアルタイム PCR 装置：PCR 検査において、DNA断片の増幅とその検出を同時に行う装置。迅速性に優れる。

が確認された場合の速やかな報告を要請する。また、大学入学者選抜等の実施時期であることに鑑み、受験生が感染した場合等における柔軟な対応について各大学等の実情に応じた検討を依頼する。こうした取組をはじめとして、国民の不安や疑問に対応するため、NHK や関係機関等への的確な情報提供・注意喚起を行うとともに、相談体制の充実を図る。

○感染症指定医療機関等の治療体制・機能の強化

治療体制については、現在、受入が可能となっている全国の医療機関に対し、1800床以上の病床が確保されるよう支援を行っている。また、国立国際医療研究センター等における重症患者等への治療法開発や疫学研究等を加速することにより、治療体制の早期の充実を図る。また、感染した入院患者の医療費は、公費により負担する。

国民の方々の不安を軽減し、患者を診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、各都道府県において、感染疑い例を診察するための帰国者・接触者外来、また、それにつなぐための帰国者・接触者相談センターを設置するよう要請するとともに、必要な財政支援を行う。

○検査キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の研究開発の促進

日本医療研究開発機構 (AMED) を通じて研究費を重点的に配分することなどを通じて、国立感染症研究所や東京大学医科学研究所を中心に、民間企業とも連携しつつ、インフルエンザ検査同様の簡易な方法で診断が可能な診断キット、抗ウイルス薬、組み換えタンパクワクチン等の開発や、構造解析技術等による既承認薬からの治療薬候補選定に早急に着手する。

あわせて、厚生労働科学研究費による支援や科学研究費助成事業 (特別研究促進費) による日本学術振興会からの支援により、新型コロナウイルス感染症に関する知見の収集を行うとともに、民間企業とも協力しつつ、予防・診断・治療法の開発につながる技術の確立を図る。また、新型コロナウイルスに関連した遺伝子組換え実験について、優先的に審査を実施する。

また、国際保健分野においては、感染症流行対策イノベーション連合 (CEPI) への拠出を通じて、国際協力による民間企業を含むワクチンの早期開発を支援する。

○マスク、医薬品等の迅速かつ円滑な供給体制の確保

医療関係団体に対し、医療機関へのマスク等の安定供給について協力を求める。また、メーカー及び卸売販売業者の団体に対して、マスクの増産等について要請するとともに、要請に応じる事業者に対してマスク生産設備の導入補助を行うなど、十分な量のマスクを継続的に供給できる環境を整備する。加えて、薬局関係団体に対し、マスクの過剰発注等を自粛するとともに、一人当たりの販売数量制限や転売目的の購入は望ましくない旨の掲示を行うよう要請する。

あわせて、国内医薬品・医療機器業界に対して、医薬品等の原料等の製造ルート確保や供給に支障がある場合の報告を求め、医薬品原料等の確保に努める。

さらに、医療用マスク等の各種防護具について、各都道府県に対し、在庫が不足している感染症指定医療機関に備蓄分を振り分けること等を要請する。

今後の状況等を把握し、マスク、検査試薬、医薬品等の迅速かつ円滑な供給体制の確保に努める。

(3) 水際対策の強化

○全国の検疫所等の検査体制・機能の強化

水際において、地方出入国在留管理局と検疫所との連携を強化し、出入国管理及び難民認定法に基づく厳格な上陸審査を実施する。また、検疫官の応援等の体制強化を行うことにより、日本へ入帰国する者に対して、適切・確実な検疫を実施するとともに、検査体制の強化を行う。あわせて、必要に応じて隔離、停留を行う体制を緊急に整備する。国内外の航空会社、空港会社、空港ビル及び旅客船事業者等に対し、旅客への案内や周知、CIQ⁷官庁との連携等を要請する。さらに、中国から本邦到着便を就航する航空会社や旅客船事業者等に対し、機内・船内アナウンスの実施と「健康カード」の配布についての徹底とパスポート確認への協力を要請する。

港湾管理者に対し、新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について連絡・周知を図り、適切な対応を要請するとともに、関係機関

⁷ CIQ：税関(Customs)、出入国管理(Immigration)、検疫所(Quarantine)の略

と連携して、検疫や医療活動等のための港湾施設及び船内等の利用に係る調整支援を実施する。

船舶の旅客の状況等について、迅速かつ正確に情報を把握し、関係機関との共有を図る。

また、海上保安庁においても、関係機関と連携し、巡視船艇等による海上からの感染の拡大防止等必要な支援を行う。

警察においても、関係機関と連携し、水際対策の強化に伴うトラブル防止のため必要な警戒警備を行う。

発生国である中国においては、在外公館等においてサーモグラフィー（熱画像計測装置）を設置し、不特定多数の来訪者からの2次感染拡大を防ぐ。さらに、感染症関連情報の発出により、海外在留邦人及び海外渡航者に対して適時適切な情報提供及び注意喚起を実施する。

2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を安全・安心な環境で開催することも見据え、水際対策やサーベイランス対策など国内における対策を強化し、確実に実行する。

○健康フォローアップセンターの体制整備による検疫機能の充実

1月29日に、厚生労働省に健康フォローアップセンターを立ち上げ、中国便の搭乗者のうち武漢市等の滞在歴がある方に質問票を配付し、有症者との接触歴等を把握した上で、電話等による健康状態のフォローアップを開始した。

この健康フォローアップセンターを中心に、自治体との円滑な連携、情報共有をはじめ、今後の情勢に適切に対応できるよう必要な体制を緊急に整備する。

○入国管理の更なる強化

中国における感染者数の拡大や、感染症の発生のおそれがある旅客船が今後も我が国に来航する可能性を踏まえ、国家安全保障会議決定及び閣議了解（令和2年2月12日）により、上陸拒否の対象となる地域、旅客船の包括指定を行って機動的な水際対策を可能とする。

これに基づき、新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等があり、本邦への上陸を拒否すべき緊急性が高いものとして、本邦への上陸申請日前14日以内に、中華人民共和国湖北省に滞在

歴がある外国人等⁸に加え、浙江省に滞在歴がある外国人及び同省で発行された中国旅券を所持する外国人についても、特段の事情がない限り、上陸拒否の対象とする⁹。

また、本邦の港に入港する目的をもって航行している旅客船であって、同船舶内において新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがあるものに乗船する外国人についても、特段の事情がない限り、上陸拒否の対象とする¹⁰。

今後も状況の推移を見極めつつ、上陸拒否措置が必要となれば、機動的に対象となる地域や旅客船名を報告し、公表する。

(4) 影響を受ける産業等への緊急対応

○国民及び外国人旅行者への迅速かつ正確な情報提供と風評対策

日本政府観光局（JNTO）の Twitter や Weibo 等を活用し、訪日外国人旅行者に対して正確な情報発信を行う。あわせて、新型コロナウイルス感染症に関する国民の不安や疑問に対応するため、厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）を設置する。

新型コロナウイルス感染症に関する適切な情報提供、発熱等を訴える観光客等の医療機関での受診勧奨などを行う日本政府観光局のコールセンターについてプッシュ型で周知を強化する。また、宿泊事業者等に対しても同様に正確な情報発信や医療機関への受診勧奨を行うとともに、受診勧奨を行った場合の報告を行うよう要請する。

また、訪日旅行や国内旅行を検討している者に対しても、その不安や疑問に対応するため、観光庁・日本政府観光局（JNTO）や旅行関係団体等において、正確な情報発信を行う。

また、内閣官房とスポーツ庁が共同で設置する相談窓口等を活用して、政府と競技団体、関係自治体等との情報連携を強化し、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けた準備に万全を期す。

⁸ 国家安全保障会議決定及び閣議了解（令和2年1月31日）。

⁹ 令和2年2月13日午前0時（日本時間）から実施（ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者については、対象としない）。

¹⁰ 令和2年2月13日午前0時（日本時間）から実施。

○観光業等の中小企業・小規模事業者対策等

新型コロナウイルス感染症の国際的な広がりの影響を受けている中小企業、小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等による貸付や信用保証協会によるセーフティネット保証により、資金繰り支援を実施する。特に、日本政策金融公庫等において、新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口を開設し、資金繰り支援の必要がある場合、売上高の減少等の程度に関わらず、セーフティネット貸付の対象とするよう、要件を緩和する。また、信用保証については、特に重大な影響が生じている業種について通常とは別枠で借入債務の80%を保証するセーフティネット保証5号を実施するとともに、自治体の要請があった場合に通常とは別枠で借入債務の100%を保証するセーフティネット保証4号を実施する。さらに、一時的な業況悪化等の支障をきたしている旅館業等営業者等に対して、経営を安定させるために必要な資金繰り支援を行う。これらの資金繰り支援を的確に実施するため、日本政策金融公庫等に新型コロナウイルス感染症対策のための緊急貸付・保証枠として5,000億円を確保する。

また、宿泊事業者等を念頭に、地方運輸局等にも特別相談窓口を設置し、事業者の状況や要望を聞き取り、活用可能な支援策の紹介や関係部局と連携した支援を実施する。

さらに、令和元年度補正予算で措置された中小企業生産性革命推進事業等において、今般の感染症の影響を受けて、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓などに取り組む事業者に対し、優先的に支援する。加えて、産業界に対して、経営基盤の弱い下請等中小企業に対する影響を最小限とするため、取引上の配慮を求める要請を行う。

地方経済産業局、中小企業基盤整備機構、商工会・商工会議所、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会等をはじめとする中小企業を支援する各関係機関に、新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口を設置する。

財務省、中小企業庁等の関係省庁から、政府系金融機関、信用保証協会に対して、事業者からの返済緩和のための条件変更の要望等への柔軟な対応を要請する。

また、金融庁から民間金融機関に対して、事業者を訪問するなど丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更など、

適切な対応に努めることを要請し、積極的な事業者支援を促す。

その上で、今後も事態や地域の置かれた状況の変化を見極めつつ、観光業への対策など、必要な施策を講じていく。

○雇用対策

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業等により従業員の雇用を維持した場合に支給する雇用調整助成金について、日中間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、前年度の中国（人）関係売上等が全売上高等の一定割合以上である者を対象に、支給要件を緩和する。

(5) 国際連携の強化等

○感染症対策に係る国際支援

国立感染症研究所において分離に成功したウイルスを、研究開発用に、世界各国等へ無償で供与する。

さらに、アジア各国等からの要請に基づき、医療資機材等を供与するとともに、中国の周辺国を中心とした保健システムの整備を支援し、アジア各国等の検査体制の充実に貢献する。加えて、各国・地域と密接に連携し、国際的な感染動向を把握する。

日中間でハイレベルを含めて意思疎通を行い、新型コロナウイルス感染症対策に対する連携を強化する。備蓄物資も活用し、既に、日本政府からの緊急支援物資として、中国側のニーズが強いマスク、ゴーグル、防護服等を提供しているが、必要に応じ追加的に医療資機材等の提供を検討する。

また、現地のニーズを確認する緊急初動調査を開始した認定 NPO 法人ジャパン・プラットフォームなどによる国際貢献に向けた取組を支援する。

(参考) 本対応策の所要額

今年度予算を着実に執行するとともに、これに加え、第一弾として予備費 103 億円を講じることにより、総額 153 億円の対応策を実行する。あわせて、日本政策金融公庫等に緊急貸付・保証枠として 5,000 億円を確保する。

1. 帰国者等への支援：30 億円

- ・ 帰国者等の受入支援：23.4 億円
- ・ 防衛省による生活・健康管理支援：3.2 億円 等

2. 国内感染対策の強化：65 億円

- ・ 検査体制・医療体制の強化：30.6 億円
- ・ 帰国者・接触者外来、接触者相談センターの設置：5.1 億円
- ・ 検査キット、抗ウイルス薬・ワクチン等の研究開発：10.0 億円
- ・ 国際的なワクチン研究開発等支援事業：10.7 億円
- ・ マスク生産設備導入補助：4.5 億円 等

3. 水際対策の強化：34 億円

- ・ 有症者発生時の感染の拡大防止に必要な措置：30.2 億円
- ・ 検疫体制の強化：3.4 億円 等

4. 影響を受ける産業等への緊急対応：6 億円

- ・ コールセンターの設置：4.9 億円
- ・ 雇用調整助成金：1.0 億円
- (参考) 日本政策金融公庫等：緊急貸付・保証枠 5,000 億円 等

5. 国際連携の強化等：18 億円

- ・ アジア各国への検査体制充実への貢献：16.5 億円
- ・ NGOを通じた支援：1.0 億円 等

予備費：15.0億円
※金額赤字部分

新型コロナウイルス(COVID-19)の研究開発について

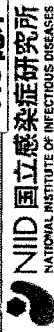
令和2年2月13日
健康・医療戦略室
文部科学省
厚生労働省

資料3

○新型コロナウイルスに関する研究について、AMEDの令和元年度予算の執行残及び令和2年度調整費等において実施予定。なお、既存薬の治療効果確認等は、予備費を使用し、厚労省が厚生労働科学研究(厚労科研)により実施予定。また、疫学研究等は文科省が実施する科学研究費助成事業(科研費)(特別研究促進費)により対応予定。
○これまで我が国の研究者が行ってきたSARS及びMERS等に関する知見等を踏まえ、次のテーマで研究開発を速やかに開始する。

直ちに開始

9.8億円



国立感染症研究所
NATIONAL INSTITUTE OF INFECTIOUS DISEASES

診断法開発

①検査用試薬の同等性検証 (3百万)
感染症での既存検査と検査用試薬について、感度・特異度等の同等性検証を実施

②感染症における検査体制強化(予備費) (977百万)
感染症での検査機器の導入や試薬の購入、技術員の雇い上げ等検査体制を強化

診断法開発

①迅速診断キットの基盤的研究開発 (80百万) 感染症 LAMP及びイムノクロマト等による迅速診断キット開発に必要となるゲノム解析及び関連技術開発を実施

②血清抗体診断系開発 (42百万) 感染症
COVID-19に特異的なELISA法等を開発。加えてその関連技術を開発
※海外研究拠点で得られる臨床検体を活用したウイルスの分離や性状解析を実施(J-GRID海外研究拠点)

治療法開発

①in silico 解析による治療薬候補の選定 (BINDS-インシリコユニット)
構造解析技術等による既承認薬等から低分子治療薬候補を選定

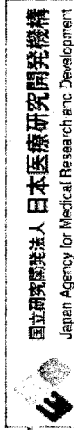
②抗ウイルス薬開発 (90百万) 感染症+東大医科研
SARS等に対する感染複製阻害薬候補等を用いた抗ウイルス作用の検証による治療薬候補を特定。加えてin vitroや感染動物モデル等の評価系を開発

ワクチン開発

①組換えタンパクワクチン開発 (100百万) 感染症
組換えタンパク合成系を用いたワクチン抗原とアジュバントを組合せたワクチン候補の作製と関連技術を開発

②mRNAワクチン開発 (150百万) 東大医科研
mRNA技術を応用したワクチン候補を作製。加えてその関連技術を開発

4.6億円



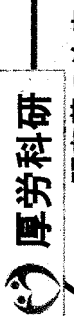
国立研究開発法人 日本医療研究開発機構
Japan Agency for Medical Research and Development
AMED

厚労科研



厚生労働省

5.4億円



厚生労働省

既存薬の治療効果確認・診断キット普及等

①既存の抗HIV薬の治療効果及び安全性検討(予備費) (350百万) 国際医療センター
医師主導治験により既存薬の治療効果及び安全性を検証の上、使用方法を策定

②企業と連携した迅速診断キットの抗体等の作製(予備費) (140百万)
迅速診断キット開発企業と抗体作製等の作製技術を開発し、使用基準を策定

③COVID-19感染症に係るリスク因子の特定(15百万) 感染症研

④全国のCOVID-19感染症の発生動向の把握(予備費) (30百万)

科研費 (特別研究促進費)

疫学研究等

①アジア諸国におけるCOVID-19感染症に関するデータの収集等

診断用医薬品・迅速診断キットの薬事申請準備

企業導出により上市を目指す

ウエット系を用いたPOC確立、前臨床試験及び臨床試験の実施

感染動物モデル等を用いたPOC確立、前臨床試験及び臨床試験の実施

治療法の検討、診断キット普及、ウイルス感染等の因子の解明

令和2年度以降(成果のあったものについて)

事務連絡
令和2年2月13日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の強化について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制については、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日付け事務連絡）において、速やかに体制整備を行っていただくようお願いをしているところです。本日、全ての都道府県から「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の設置が完了したとの報告を受領しております。早急に御対応いただきまして感謝申し上げます。

本日（2月13日）、神奈川県から、新型コロナウイルスに関連し、死亡した症例の報告がありました。今回の事例は、国内で、新型コロナウイルスに関連した感染症の患者の発生が確認された27例目に当たります。本件については、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を確実に行ってまいります。

この報告をきっかけとして、今後、国民の方の不安が増すとともに医療提供体制の更なる強化を求められることになると考えられるため、貴職におかれましては、下記のとおり「帰国者・接触者相談センター」の周知並びに「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の体制強化を行っていただきますようお願いいたします。なお、「帰国者・接触者相談センター」の体制強化に当たっての支援については、別途御連絡する予定です。

記

1. 「帰国者・接触者相談センター」について

今後、住民の方から「帰国者・接触者相談センター」への相談が増加する可能性を踏まえ、まずは住民の方への「帰国者・接触者相談センター」の更なる周知に取り組むこと。厚生労働省のホームページで全都道府県の帰国者・接触者相談センターの周知を行っており、各都道府県で使用していただけるチラシのフォーマットも参考として送付するため、適宜ご活用していただきたい。

また、貴都道府県内の保健所を設置する市及び特別区とも調整の上、「帰国者・接触者相談センター」を設置する施設の増加、「帰国者・接触者相談センター」の十分な人

員及び電話回線数の確保並びに対応時間の拡充に努めること。

対応時間を設定している場合には、対応時間を周知徹底するとともに、「帰国者・接触者相談センター」の対応時間外であっても、緊急時等に連絡が取れる体制を整えること。

さらに、「帰国者・接触者相談センター」は、全ての相談を受けるのではなく、疑い例を対象としたものであるため、今後、相談件数が増加した場合を踏まえて「帰国者・接触者相談センター」と「一般電話相談窓口」の役割の違いを明確に周知し、役割に応じて住民の方が適切な窓口で相談できよう留意すること。

2. 「帰国者・接触者外来」について

今後、「帰国者・接触者外来」を受診する方が増加する可能性を踏まえ、貴都道府県内の医療機関や関係団体とも調整の上、「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関の増加並びに既に設置されている「帰国者・接触者外来」の体制強化及び設備整備に努めること。

3. その他

「帰国者・接触者外来」及び「帰国者・接触者相談センター」で新型コロナウイルス感染症の疑い例の対応をする際には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について」（令和2年2月7日付け健感発0207第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に留意すること。

以上

<参考>

○厚生労働省ホームページ掲載「新型コロナウイルスに関するQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_ga_00001.html

○厚生労働省の電話相談窓口 電話番号 03-3595-2285

受付時間 9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

○厚生労働省ホームページ掲載「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」

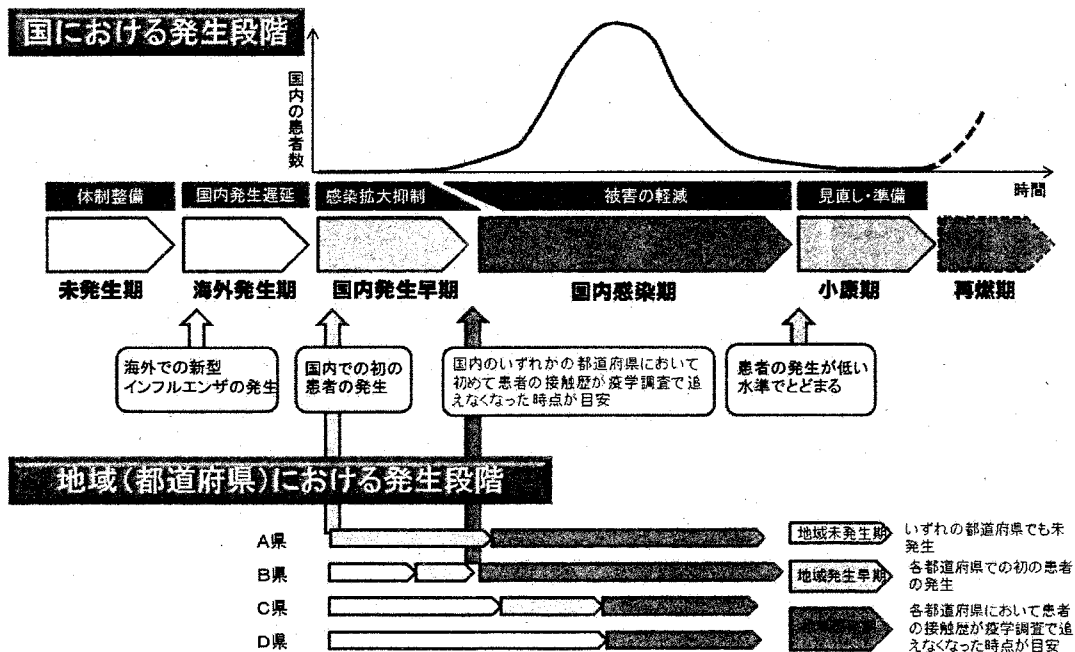
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

<発生段階>

発生段階	状態	
未発生期	新型コロナウイルス等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型コロナウイルス等が発生した状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型コロナウイルス等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(地域未発生期) 県内で新型コロナウイルス等の患者が発生していない状態
		(地域発生早期) 県内で新型コロナウイルス等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型コロナウイルス等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少	(地域感染期) 県内で新型コロナウイルス等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型コロナウイルス等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

<国及び地域（都道府県）における発生段階>

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



令和2(2020)年2月13日

県民の皆様へ

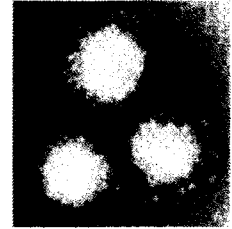
～新型コロナウイルスによる感染症に関するお願い～

中華人民共和国湖北省武漢市等において、新型コロナウイルスに関連した肺炎患者が報告されています。

また、日本国内においても患者の発生が確認されています。

コロナウイルスとは？

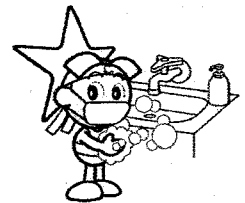
人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスで、人に感染症を引き起こすものはこれまで6種類が知られています。石けんでの手洗いやアルコールでの消毒が有効です。



出典：国立感染症研究所

＜県民の皆様へのメッセージ＞

- 風邪やインフルエンザと同様に、咳エチケットや手洗いなどの一般的な感染症対策を心がけてください。
- 発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状のある次の方は、医療機関を受診する前に、帰国者・接触者相談センター(裏面)へ連絡してください。



- ① 2週間以内に湖北省及び浙江省への渡航歴または居住歴がある。
- ② 2週間以内に湖北省及び浙江省への渡航歴または居住歴がある方との濃厚接触歴がある。



- 最新の情報は、厚生労働省ホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html



新型コロナウイルスによる感染症について不安なことがある場合は、相談窓口にご連絡してください。

新型コロナウイルス感染症電話相談窓口

電話：086-226-7877 FAX：086-225-7283

平日：9時～21時、土日祝日：9時～17時



岡山県マスコット
ももっち・うらっち



岡山県保健福祉部健康推進課

(令和2年2月10日現在)

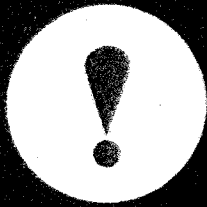
帰国者・接触者相談センター

<平日：9時～17時>

施設名	電話番号	FAX 番号	所管の市町村
岡山市保健所	086-803-1360	086-803-1337	岡山市
倉敷市保健所	086-434-9810	086-434-9805	倉敷市
備前保健所	086-272-3934	086-271-0317	玉野市、瀬戸内市、吉備中央町
備前保健所東備支所	0869-92-5180	0869-92-0100	備前市、赤磐市、和気町
備中保健所	086-434-7024	086-425-1941	総社市、早島町
備中保健所井笠支所	0865-69-1675	0865-63-5750	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
備北保健所	0866-21-2836	0866-22-8098	高梁市
備北保健所新見支所	0867-72-5691	0867-72-8537	新見市
真庭保健所	0867-44-2990	0867-44-2917	真庭市、新庄村
美作保健所	0868-23-0163	0868-23-6129	津山市、鏡野町、久米南町、美咲町
美作保健所勝英支所	0868-73-4054	0868-72-3731	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

<平日：17時～21時、土日祝日：9時～17時>

施設名	電話番号	FAX 番号	所管の市町村
岡山県庁	086-226-7869	086-225-7283	全県



感染症対策へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に

爪は短く切っておきましょう
時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

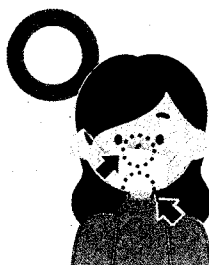
電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を確実に覆う



② ゴムひもを耳にかける



③ 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省

厚労省



感染症対策へのご協力をおねがいします

！手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

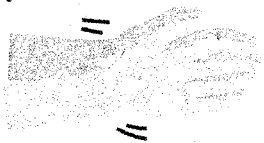
外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

手洗いの前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

①



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

②



手の甲をのぼすようにこすります。

③



指先・爪の間を念入りにこすります。

④



指の間を洗います。

⑤



親指と手のひらをねじり洗います。

⑥



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省

厚労省



感染症対策へのご協力をおねがいします

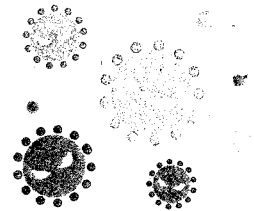
せき 咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

■ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出る時は、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・マスクを着用します。
- ・ティッシュなどで鼻と口を覆います。
- ・とっさの時は袖や上着の内側で覆います。
- ・周囲の人からなるべく離れます。



3つの咳エチケット 電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う



何もせずに
咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを
手でおさえる

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を
確実に覆う

② ゴムひもを
耳にかける

③ 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省

厚労省

